

第 753 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 5 年 1 月 30 日 (月) 13 時 56 分～15 時 23 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 4 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)
- (3) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 3)
- (4) 令和 4 管理年度におけるくろまぐろ (小型魚) に関する神奈川県知事管理漁獲可能量の漁業種類別の配分について (資料 10)

2 指示事項

- (1) 油いか、油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業禁止について (資料 4)
- (2) 宝石サンゴの採捕禁止について (資料 5)

3 協議事項

- (1) 宝石サンゴの採捕に係る承認基準について (資料 6)

4 報告事項

- (1) 区画漁業権小委員会の審議結果について (資料 7)
- (2) 定置漁業権小委員会の審議結果について (資料 8)
- (3) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 9-1、9-2)

5 その他

- (1) 令和 5 年 4 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 福島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

出席者

- ・委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、小菅 君明、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・事務局 川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・県水産課 石黒担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、原田主査、野口技師、川原技師

議 事

事) 川上代理

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中13名の委員の御出席をいただいておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

それではただいまから第753回の委員会を開催します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、諮問事項が4件、指示事項が2件、協議事項が1件、報告事項が3件と、その他となっております。諮問事項(4)「令和4管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)に関する神奈川県知事管理漁獲可能量の漁業種類別の配分について」は本日議題として追加されたものです。

それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

青木勇委員、青木勝海委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは青木勇委員、青木勝海委員、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項(1)「小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 原田主査

【資料1に基づき説明】

議 長

現行の許可の期間満了に伴う許可の切替えということで、実質的な変更はないとのことですが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段御意見がないようですので、諮問事項の内容どおり知事に答申することということでよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決めます。

続きまして諮問事項(2)「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 野口技師

【資料2に基づき説明】

議 長

これも現行許可の許可期間満了に伴う許可の切替えで実質的な変更はない

委員一同
議長

とのことですが、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

了 承

それではそのように決めます。

続いて諮問事項（３）「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹
議長

【資料 3 に基づき説明】

本件も実質的な変更はないとのことですが、この件について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それではそのように決めます。

続いて諮問事項（４）「令和 4 管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）に関する神奈川県知事管理漁獲可能量の漁業種類別の配分について」を議題とします。

資料内容等について水産課から説明をお願いいたします。

水) 川原技師
議長
福本委員

【資料 10 に基づき説明】

この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。

ちょっと分からなかったのですが、今何トンで、変更されると何トンになるのでしょうか。

水) 川原技師

今の漁獲可能量ですと、表の一番上の漁船漁業、定置漁業の漁獲可能量というところが今取れる枠となっております。

現在国から示されている案は、小型魚が 0.8 トン追加されるというものなので、0.8 トンがそのままくるとなると、漁船漁業に 0.4 トン、定置漁業に 0.4 トン追加され、漁船漁業だと 21.7 トンプラス 0.4 トンで 22.1 トン、定置漁業だと 23.4 トンプラス 0.4 トンで 23.8 トンと枠が変わります。

福本委員

0.8 トンということは 800 キログラムですよ。

水) 川原技師
福本委員

そのとおりです。

800 キログラムと言った方がよいのではないのでしょうか。

水) 川原技師

知事管理漁獲可能量としてホームページで示しているものがトン数となっ

福本委員
議長
鵜飼委員

ていますので、今回トン数でお示しました。

分かりました。

他にございますでしょうか。

今の話だと、800 キログラムを半分ずつ漁業種類別に分けるということでしょうか。

それとも、消化率の比率に基づいて分けるということでしょうか。

水) 川原技師

消化率の比率に基づいて今回割り振らせていただきます。

半分ずつになってしまうのですが、0.4 トンと 0.4 トンの 400 キログラムずつ配分されることとなります。

鵜飼委員
水) 川原技師

一方が 44.5% で他方が 55.5% なので、2 分の 1 ではないですよ。

計算させてもらって今回は 0.4 トンと 0.4 トンとなります。

鵜飼委員

四捨五入しているということでしょうか。

水) 川原技師

そのとおりです。

鵜飼委員

そういうことですね。

分かりました。

青木勇委員

現在、定置漁業はもう停止していますよね。

ここで 400 キログラム増えたからといって、定置漁業が再開できるわけではないですよ。

青木勝海委員

そうですね。

青木勇委員

その辺はどうなのでしょう。

水) 川原技師

おっしゃるとおり、定置漁業は現在 96% に達しており、400 キログラム追加されても操業開始するのは難しい状況となっております。

しかしまた 2 月上旬に同様の調査があります。

実際に使えるのは 3 月いっぱいとなりますが、もし本県がまた要望してその要望が通った場合、追加がくる可能性があります。

そのときに追加があった数量とこの 0.4 トンを足した場合、操業が再開できる可能性がありますので、今回定置漁業にも漁船漁業にも割り振っております。

青木勇委員

まだ追加される可能性があるということでしょうか。

水) 川原技師

はい。

2 月上旬にもう 1 回同じ調査があります。

追加が決定されるのが 2 月下旬から 3 月上旬となり、3 月いっぱい使える枠になりますので、今後の漁獲状況などを踏まえて要望していきたいと思っております。

青木勇委員 仮に同じくらいの量が追加されたとしても、操業再開は無理なのではないでしょうか。

水) 川原技師 実は要望した際は、本県は 11.4 トンで要望しておりますが、この追加の量というのは、他県で余った漁獲枠といいますか、漁期が終了してこれだけ出せるよという中で本県が融通を受けた枠となっております。

青木勇委員 年度末が近づくとつれて枠の出せる量が確定していきますので、どれだけくるかにもよりますが、その分と今回の 800 キログラム以上の量がもしもらえたら、再開できる可能性も出てくるのではないかと思います。

議 長 分かりました。

議 長 難しい気がしますが。

水) 川原技師 私からよろしいでしょうか。

議 長 消化率の 96.4%というのは 4 月から 12 月までの分でしょうか。

水) 川原技師 1 月の大量報告の分も入っておりますので、4 月から 1 月 25 日時点の分までの消化率となっております。

議 長 資料 9 の 3 ページを見ると、定置漁業の 1 月から 3 月の枠が 2.1 トンありますよね。1 月分は除かないといけません、枠としてはこれが残っているという理解でよろしいでしょうか。

水) 川原技師 資料 10 で示している表は、1 月 25 日現在のものなので、1 月の大量報告の分が 22.5 トンのところに入っております。

議 長 資料 9 - 1 の参考資料で示している部分は 1 月 11 日時点なので少しづれが生じていますが、この 2.1 トンのところに、もし今回 0.8 トン追加されるということであれば、定置漁業が 2.1 トンプラス 0.4 トンなので、枠が 2.5 トンとなります。

玉置委員 定置漁業から御報告いただいている 1 月の分が 1.5 トンと聞いておりますので、2.5 トンからマイナス 1.5 トンで、残り 1 トンとなります。

水) 川原技師 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

水) 川原技師 消化率の数値の 77.2 と 96.4 を足して、それぞれの比率を計算したということでしょうか。

水) 川原技師 そのとおりです。

水) 川原技師 そのような方法はこれまでもずっとやられているのでしょうか。

水) 川原技師 実は小型魚については例年に比べて多く獲れている状況なので、今回はじめて消化率で按分しております。

水) 川原技師 今までは別のやり方だったのでしょうか。

水) 川原技師 今までは漁船漁業で中々獲れておらず、県内での融通を目標としていたこ

ともあり、実施しておりませんでした。

玉置委員

今まではこのような状況がなかったので、今回がはじめてとなります。

定置漁業はプラスいくつあれば操業再開できるのでしょうか。

今回の0.8トンを取りあえず定置漁業に全部あげたら再開できる状況なの
でしょうか。

水) 川原技師

0.8トンを定置漁業に全部融通しても再開はできない計算となっております。

玉置委員

分かりました。

議 長

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

青木勇委員

0.8トンを全部あげても再開できないとなると意味がない気がしますが。

石黒担当課長

現状、くろまぐろの漁獲量について、例年は漁船漁業があまり獲れずにこの
時期に枠が余っていましたが、今年は漁船漁業もかなり消化している状況
です。

また、定置漁業も現在操業をストップしております。

今回は0.8トンとわずかな量で、これを仮に定置漁業に全部配分して定置
漁業が操業できるのであれば、定置漁業に全部配分して定置漁業を操業でき
るようにするという考え方もあります。

しかし今のところ、定置漁業については0.8トンでも操業再開はできず、
漁船漁業についてもかなり消化率が高まっております。

今後また再配分がある可能性がゼロではない中で、今回は公平にと言いま
すか、消化率での按分により一旦漁船漁業と定置漁業にそれぞれに配分し、
更に2月の再配分がもしあったときに、定置漁業が再開できる可能性を残し
ておくということで、今回はこのような措置とさせていただきました。

そのため、例えば2月にまた再配分されたときに、それでも定置漁業が操
業できない量しか配分されなければ、また考え方を整理させていただき、委
員会に諮問させていただきたいと考えております。

青木勇委員

96.4%の消化率というのは4月1日から1月25日までのものですか。

水) 川原技師

そのとおりです。

青木勇委員

そうですよね。

現在ストップしているのは、1月から3月までの分がいっぱいになってき
ているからストップしているわけですよね。

例えば0.8トンをそのまま定置漁業に持っていったら操業開始できるので
はないでしょうか。

ストップするのは1年間のパーセントで決めているのでしょうか。

3か月ごとではないのでしょうか。

水) 川原技師 通常は四半期ごとに分けて管理しておりますが、管理年度がもう終盤ということもあり、今は1年で計算しております。

定置漁業の残りがもう1トンを超えている状況ということもあり、今は第4四半期とはいえ全体で管理しております。

青木勇委員 はい。

議長 他に御意見等ございますでしょうか。

福本委員 今は年度の最終ということですね。

水) 川原技師 そのとおりです。

福本委員 怒られてしまうかもしれませんが、最終ということであれば、漁船漁業に全部あげたら、漁船漁業では釣れるのではないのでしょうか。

定置漁業に今回と、2月にきたときの分をあげてもだめとなるのであれば、漁船漁業にあげた方が神奈川県としては得なのではないのでしょうか。

水) 川原技師 現状、漁船漁業はまだ2トン弱くらいは規制なく獲れる状況です。

それも踏まえて定置漁業の0.4トンをどうするかも考えたのですが、次回にも同様の調査があります。

その量と足したらもしかしたら操業が開始できる可能性もあるので、今回は定置漁業と漁船漁業で分けさせていただいております。

0.4トンを漁船漁業に持っていかなくても、現在漁船漁業は規制がかかっていない状況なので、定置漁業と漁船漁業で分けております。

福本委員 それは分かるのですが、余ってしまう可能性が出るのではないのでしょうか。

釣りは時期でしか釣れないので、4月からいいですよとなっても釣れないのです。

今であれば釣れますが、4月は釣れないので、釣れるときにあげた方がよいのではないのでしょうか。

逆に言えば、釣れなくなったときに定置網にもらうような分け方を話し合った方がお互いに得ではないのでしょうか。

どちらにせよ青木委員が言うように、今もらっても3月までは獲れないので、何の意味もないと思います。

何の意味もないと言ったら怒られてしまうかもしれませんが、無駄になってしまいます。

この無駄を漁船漁業に回してあげられないのでしょうか。

水) 川原技師 今回につきましては、同じ調査が2月上旬にくることを踏まえてこのよう

にしております。

福本委員

仮にそこで追加配分がもらえて、3月いっぱい使えるとなったときに、定置漁業も再開できる可能性があるということを踏まえております。

それは分かりますが、もしかしてという話であって、限りなくできない話だと思います。

できないことをやるより有効利用した方がいいのではないかとということです。

そして釣りで釣れないときはその分を定置漁業に回してもらうなど、そのような柔軟な考えの方がいいのではないのでしょうか。

せっかく釣れるのに無駄になってしまうのではないかと思います。

水) 菊池副技幹

無駄になってしまうのではないかとこの点については、繰り越しという形で次年度に持ち越す分もありますので、全部というわけにはいきませんが、ある程度の無駄は出ないようにできると思います。

また、定置漁業と漁船漁業で割り振ってしまったものを戻せばいいという話は確かにそのとおりなのですが、中々その同意が取れない状況です。

今後多少でも定置漁業で獲れる可能性があるのであれば、その可能性を潰さずに残しておこうという判断でこのような配分にさせていただきました。

架空の計算になりますが、追加分で2トンの追加があれば定置が再開できるというときに、実際1.7トンしか追加がこなかったというときは、今回の0.4トンが効いてきて再開できる可能性もあります。

そこを考慮した上でこのような配分とさせていただきました。

玉置委員

今は定置漁業では獲れないという話ですが、例えば入ってきたが死んでしまったものについて、それは揚げないといけないので混獲枠のようなもので数字としては積み上がると考えてよいのでしょうか。

かかって死んでしまったものを捨てるということではできないと思います。

おそらくそれは取り上げて、今は96.4%なので、100%になるまでであれば、かかって死んでしまったものを揚げてもいいという扱いになっているのでしょうか。

水) 川原技師

死んでしまったものに関しては水揚げすることになりますが、生きている限り再放流していただくよう御協力いただいております。

玉置委員

生きているものはそうすると思いますが、死んだしまったものについては、例えば100%に達しない限りは積み上がっていてもいいということでしょうか。

水) 川原技師

死んでしまったものに関しても同じ枠の消化になりますので、積み上がっ

ていくと思います。

玉置委員 絶対に獲ってはいけないといっても、入って死んでしまったものについては、逆に言えば定置漁業でも揚げないといけない、そのためには0.4でも使っていていいわけですか。

水) 川原技師 使っていていいことになってはいますが、どんどん消化していくことになりますので、基本的には放流していただくようお願いしております。

水) 菊池副技幹 今全国の都道府県が国にその点についてのしっかりした説明を求めています。国からの回答としては、死んでしまったにせよ死んでいないにせよ、数には入れなさい、そして死んだかどうかは分からないがわずかでも生きている可能性があるものについては、制限がかかっている場合は放流してくださいと、現在ではそのような対処をお願いするしかない状況にあります。

福本委員 都道府県としてもかなりこの対応に苦慮しており、国もまだ具体的な対処方法を示しておりませんので、国への回答を求めている状態です。

福本委員 規制がかかっているときは生きていても死んでいても持ってこられないので、逃がすということです。

そのため、上乘せするとかトン数が増えるとか、これだけ獲ったという実績は何も残りません。

玉置委員 なるほど。

福本委員 そういうことですね。

水) 菊池副技幹 厳密な判断については国に回答を求めています。

福本委員 獲っていけないときには持ってこないわけですから。

水) 菊池副技幹 はい。

福本委員 死んでいても生きていても逃がすわけです。

水) 菊池副技幹 大変お役所的な言い方で申し訳ないですが、生きているように放流してくださいとなります。

青木勇委員 捨てたらだめなのですか。

規制がかかっている場合、入ったものはもう放流するのです。

はっきり言って、それが生きるか死ぬかは分かりませんが、規制がかかっている以上、入ったものは持ってこられないので放流します。

それが泳いでいくかそのまま沈んでしまうかは分かりませんが、そういうことです。

福本委員 はい。

議 長 他によろしいでしょうか。

それでは、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それではそのように決めます。

続きまして指示事項（１）「油いか、油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業禁止について」を議題とします。

資料内容等について事務局から説明をお願いいたします。

幸) 上原主任主事
議長

【資料４に基づき説明】

指示期間を３年間で発動して、内容等については変更なしということですが、御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、本件は原案どおり委員会指示を発動するというところでよろしいでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それではそのように決めます。

続いて指示事項（２）「宝石サンゴの採捕禁止について」を議題としますが、本件は協議事項（１）「宝石サンゴの採捕に係る承認基準について」とも関連しますので、一括して議題とします。

資料内容等について事務局から概要の説明をお願いします。

幸) 上原主任主事
議長

【資料５及び資料６に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

内容的には従来のものから変更なしということですが、

よろしいでしょうか。

それでは、本件は原案どおり委員会指示を発動することとし、承認基準についても原案どおり制定するというところでよろしいでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それではそのように決定します。

続いて報告事項（１）「区画漁業権小委員会の審議結果について」を議題とします。

本件につきましては本日資料が机上配付されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

幸) 上原主任主事

それでは議題の趣旨等について最初に簡潔に御説明いたします。

本年９月の漁業権の切替えに向け、県の海区漁場計画素案につきましては、昨年の８月から区画漁業権小委員会、定置漁業権小委員会を設置し、それぞれ５回にわたり審議をいただいて参りました。

先月をもって両小委員会での審議が終了しましたので、本日はそれぞれの委員長から審議の結果について御報告いただくこととなります。

なお、先月の小委員会でも今後のスケジュールについて口頭で御説明いたしました。本日はこの委員会で両小委員会の結果を御報告いただいて皆様で共有いただき、来月以降の委員会で、県から委員会に対し海区漁場計画案の諮問がなされ、公聴会での公述人の公述を踏まえ、海区漁場計画案に対して答申していただく流れとなります。

それでは区画漁業権小委員会の審議結果につきまして、鵜飼委員長から御報告をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

鵜飼委員
議 長

【資料7に基づき説明】

ただいまの説明に対しまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

審議件数60件のうち56件が現行と同じで、2件が漁業時期を変更し、2件が区域を変更したとのことですがよろしいでしょうか。

それでは区画漁業権小委員会の審議結果を了承するというのでよろしいでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決めます。

続きまして報告事項(2)「定置漁業権小委員会の審議結果について」を議題とします。

本件につきましても本日資料が机上配付されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

幸) 上原主任主事

議題の趣旨等については、先ほどの区画漁業権小委員会の結果の御報告に先立ち説明したものと同様となります。

定置漁業権小委員会の方も、区画小委員会と同じ日に、本委員会の後に5回開催してきまして、先月をもって素案の審議が終了いたしました。

定置漁業権小委員会の審議結果につきまして、玉置委員長から御報告をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

玉置委員
議 長

【資料8に基づき説明】

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

水) 野口技師

水産課から海区漁場計画を作成しない4件について少し補足させていただきます。

この4件につきましては、いずれも1漁期以上操業実績がなく、活用漁業権に当たらないと考えられますので、海区漁場計画を作成しないこととしております。

なお、現行の漁業権者にお聞きしたところ、次期以降の操業は希望されないと聞いております。

議長 ただいまの補足説明も含めて御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員 海区漁場計画を立てない4件はどここの地先でしょうか。

水) 野口技師 まず、上宮田地先のところに現在の定第2号があり、そこが1つと、そのすぐ近くに定第3号があり、こちらはそもそも現在漁業権者がいない漁場となります。

また、藤沢市地先に定第13号、第14号の2件があり、これらで合計4件となります。

鵜飼委員 藤沢のどこでしょうか。

江の島の沖でしょうか。

水) 野口技師 現在の漁業権者が有限会社青和漁場のもので、辻堂海岸の地先となります。

鵜飼委員 分かりました。

ありがとうございます。

議長 他に御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは定置漁業権の小委員会の審議結果を了承するというところでよろしいでしょうか。

委員一同 了 承

議長 それではそのように決めます。

続いて報告事項(3)「くろまぐろに関する令和4管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いします。

水) 川原技師 【資料9-1及び資料9-2に基づき説明】

議長 この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは本件は報告事項ですので了承ということでもよろしいでしょうか。

委員一同 了 承

議長 それではそのように決めます。

最後に水産課から情報提供があるということですので御説明をお願いいた

- します。
- 水) 原田主査 議 長 【その他資料①に基づき説明】
この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
- 水) 相澤副技幹 議 長 【その他資料②に基づき説明】
ただいま御説明いただいた件につきまして何か御意見、御質問等ござい
ますでしょうか。
- 玉置委員
今回海の公園に新しく共同漁業権を設けるとありますが、例えば潮干狩り
をする人は利害関係人として認められるのでしょうか。
- 水) 原田主査
遊漁者については、法律に定められた利害関係者であると自ら証明する手
段が非常に難しいです。
意見につきましては受け付けますが、その中でどのような疎明をされたか
によって、その意見が利害関係者の意見に当たるか判断させていただき、そ
の上で意見を受けるかどうか審査する必要があると考えております。
その辺は正直難しい扱いにはなるかと思いますが、具体的に利害関係者で
あるという疎明が、遊漁者の中でできる方とできない方が出てくるとしま
すので、法律的な条件を満たすか満たさないかによって、その意見を利害関
係人のものとして扱うかどうかを決めさせていただく予定です。
ただ意見につきましては、とりあえずは受け付ける形を取らせていただき
ます。
- 玉置委員
ありがとうございます。
- 水) 原田主査 議 長
また、先ほどの説明で意見募集期間が1か月と定められているとありまし
ましたが、期間についての法令の定めはありません。
これはパブリックコメントに準じた形で実施する予定で、県のパブリック
コメントの実施要綱の中でひと月以上と定められておりますので、それを準
用してひと月の意見募集期間とさせていただく予定です。
- 水) 原田主査 議 長
他に御意見、御質問等ございますでしょうか。
- 水) 相澤副技幹 議 長
この意見募集は積極的に働きかけるのでしょうか。
ネット上だと知らない人がたくさんいるかもしれません。
また、公聴会とは別なのでしょうか。
まず公聴会とは別です。
こちらはインターネットで公表することで広く周知することを担保させて
いただくものですが、加えて、水産関係部局に対する周知や、あるいはそこ
で配架などをしてもらうかは現在検討中です。

鵜飼委員

以前は漁場計画を各組合に配り、意見があれば書いてもらうというやり方をしていた気がします。

インターネットだと知らない人がいますよね。

それはどうするのでしょうか。

今言われたように、何か周知するのでしょうか。

インターネットは受け身だと思います。

インターネットを通してでもいいですが、漁業関係者に、このような素案をインターネットで公示しているので、意見がある方はお願いしますというようなアクティブな働きかけはないのでしょうか。

水) 相澤副技幹
鵜飼委員

漁協に対しては別途通知いたします。

漁協には通知するのですね。

せめてインターネット上での意見募集をするということは通知するのですね。

水) 相澤副技幹
鵜飼委員
議 長

そのとおりです。

分かりました。

他に何か御質問等ございますでしょうか。

特段なければ以上で本日の議題は終了となります。

最後に委員の皆様方から何か御意見等ございますでしょうか。

それでは本日の委員会はこれで閉会とします。

なお、次回は2月28日火曜日14時からの開催予定となっております。

御協力どうもありがとうございました。

以上